

第19回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年6月19日（月）12:58～14:24
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：
（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、原英史、吉田晴乃
（専門委員）大崎貞和、川田順一、佐久間総一郎
（政府）羽深内閣府審議官、松永内閣官房内閣審議官
（事務局）田和室長、刀禰次長、石崎参事官、大槻参事官
（内閣官房IT総合戦略室）向井内閣官房内閣審議官、市川参事官、奥田参事官

4. 議題：
（開会）
 1. 関係省庁からのヒアリング（内閣官房IT総合戦略室）
 2. 入札・契約の手続の簡素化の取組の考え方

（閉会）

5. 議事概要：

高橋部会長 それでは、時間の前にございますが、本来いらっしゃるべき方はいらっしゃっておられますので、第19回「行政手続部会」を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

野坂委員、國領専門委員、堤専門委員が御欠席で、佐久間専門委員はおくれて御到着されます。

なお、大崎専門委員におかれましては、15分前に御退室ということでございます。

それでは、早速議事に入ります。本日はまず内閣官房IT総合戦略室よりヒアリングを行います。前回の部会では簡素化の三原則を全ての分野で徹底させることが重要で、その中でもデジタルファーストについて政府全体の取組の進捗状況を把握することが、今後の基本計画等のフォローアップに向けても必要ではないかという御意見がございました。こうした御意見を承りまして、IT総合戦略室より最近の取組状況及び今後の方向性についてお話を頂戴したいと思います。向井内閣審議官、市川参事官、奥田参事官にお越しいただいております。どうもお忙しいところありがとうございました。

それでは、御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいいたします。

向井内閣審議官 説明をさせていただきます。

本日は説明させていただける機会をいただきまして、ありがとうございます。

資料1-1に沿って説明してまいります。

一番最初のページは官民データ活用推進基本法でございます。この法律は今年の臨時国

会でございますけれども、議員立法で成立したものでございまして、官民データ活用推進のための基本的な考え方、基本理念、それから、基本的な施策を定めたものでございますが、この中で第2章、右上のほうに官民データ活用推進基本計画というものを国、都道府県までは義務でございます。市町村は努力義務という形になっております。

そして、第4章が官民データ活用推進戦略会議で、IT戦略本部のもとに官民データ活用推進戦略会議を設置するとなっております。ただし、これは内閣官房にできるだけ新しい会議をつくらないという節もございますので、これはIT戦略本部と基本的にはメンバーを同一にするというところで自民党の了解を得ているところでございます。

次のページに、IT本部でも大体5月から6月にかけて毎年IT国家創造宣言というものを改訂しながら決定してございますが、今回はその中でさらに官民データ活用推進基本計画も同時に決定してございます。

次のページ、2部からは官民データ活用推進基本計画の概要が書いてございます。4ページでございますけれども、官民データ活用推進基本計画を官民データ活用推進基本法の条文に則してつくってございます。左のほうに第10条ということで行政手続等のオンライン化原則、行政手続等を棚卸ししていく、あるいは必要に応じて一括整備的なことを考える。それから、住民票の写し、戸籍抄本の写し、登記事項証明書の提出不要化等々を定めてございます。

11条ではオープンデータの促進ということで、国の保有する行政データの棚卸し、官民ラウンドテーブルの開催等を定めてございます。

15条1項に関連することとして、情報システム改革・業務の見直し(BPR)でございますけれども、国・地方を通じた行政全体のデジタル化、ペーパーレス化ということでございます。

下の欄にまいりまして、デジタルデバイド対策として特にインフラ整備みたいなことでございます。16条で研究開発、17条・18条で人材育成・普及啓発ということを横串を刺してやっていく。一方で13条にあります、マイナンバー制度、マイナンバーカードの普及・活用。これらを通じてマイナンバー制度を活用していくということでございます。

さらに上にまいりまして、15条2項で分野横断的に連携できるプラットフォームの整備。これはいわゆる標準化、API、認証機能等でございますが、これらのデータの標準化等を行っていくということで、12条にまいりましてデータを利活用するためのルール整備につなげていく。いわゆる情報銀行、データ取引市場等の実装に向けたような制度整備とか、国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協調の推進などを書いてございます。

さらに左上にまいりまして19条というところで国と地方の施策の整合性。これは地方が官民データ推進活用計画をつくりましますので、これらの地方の計画のひな形を作成したり、計画策定を支援したり、あるいは地域におけるデータ利活用の環境整備を行っていく。特に最近では地方のデジタル化というもので、もちろん地方というのは地方分権というものがございまして、一方でIT化というのは一種共通化をしていかないと利便性というも

のは上がってこないということで、今後は地方にも口を出していくという方針のもとに、地方のデジタル化の推進に取り組んでいくというものでございます。

5 ページ、重点分野を指定いたしまして、その重点分野における施策によりまして、国民・事業者等にもたらされるメリットを提示しているということで、できるだけPDCAを回し、随時に計画を見直していったって、基本的には国民の利便性、産業の活性化、ひいては経済の活性化につなげていくということでございます。

6 ページ以降が、それぞれの各分野においてどういうことをやるかということで、6 ページが電子行政分野、7 ページが健康・医療・介護分野というふうに各分野ごとに書いてございます。この辺は省略させていただきますが、各分野ごとにどういう施策をやるかということとずっと並べたものが官民データ活用推進基本計画でございますが、その中で特に電子政府ということで、デジタル・ガバメント推進方針というものを策定してございます。これはIT本部の下にe ガバメント閣僚会議というものがございまして、これは官房長官がヘッドでございますけれども、こちらでデジタル・ガバメントの推進方針を細かく策定してございます。

15 ページにこれまでの電子行政分野の取組の成果ということで、まず政府情報システムの改革でございますけれども、2018年度までにシステム数半減という目標に対しまして、現時点で約62%の削減見込みでございます。1,450システムを556システム。運用コストの削減は2021年度までに3割削減という目標に対して、現時点で29%の削減見込みでございます。今後さらに毎年毎年3割を大幅に超えるように取り組んでまいりたいと思っております。

次がIT化・業務改革の推進でございますけれども、人事・給与とか旅費・会計などの府省共通プロジェクト。人事・給与につきましては10年間ぐらいかかってなかなかうまくいっていなかったのですが、これらにつきましては次官級の推進会議を設けて改善計画を策定いたしまして、人事給与システムにつきましては、平成28年度末までに全府省等の移行が完了してございます。

ハローワーク、公的年金、国税、登記、この大規模システムにつきましては業務改革まで踏み込んだ刷新を実施しまして、3割を超える運用コストの削減を実施していく。それから、各府省にサイバーセキュリティ・情報化審議官等を設置いたしまして、その研修をしてございます。これはNISCと連携してセキュリティーやIT人材の育成を推進していくということでございます。

さらに3番目、国・地方を通じたシステム改革の推進ということで、農地情報公開システムの全国一元化、これは各自治体に農業委員会というものがございまして、それぞればらばらに農地情報公開システムをつくらうとしていたものを、IT室で農水省に乗り込みまして、具体的な調達にわたるまで支援いたしまして、全国で一括したシステムをつくったというものでございます。それから、地方自治体を含めたシステム等の取組にも、これ以外にも着手してまいりたいと思っております。

さらに政府CIO等が自治体を訪問しまして、地方自治体によるクラウドの導入を推進している。現時点で842団体となっております。

これまでのこういう成果の中で、特に得られたノウハウというものがございます。そこを書いてございますけれども、事実の正しい認識、必要な細かさまで実態や問題を徹底的に把握する。そうすると問題点に気づき解決策を発見する。当たり前の話と言ったら当たり前の話ですけれども、ある意味これまでの霞が関で抜けていた話であるということがございます。幹部の意識改革とトップマネジメント。やはりITの話というのは一部の経産とか総務という割と専門的にITを推進しているところを除きますと、各省におきまして必ずしも正しく認識されていなかったというか、ITが手段としてこの先、行政に生かせるという分野が随分欠けていたということございまして、これはトップマネジメントが必要である。さらに先行事例から得られたノウハウの共有と横展開をやっていく必要があるのではないかとございます。

次からが今後、何をしていくのかという推進方針でございます。さらに「有限有実行」を貫くと書いてございますけれども、その一番上に書いてありますが、特にこれまで以上に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、官民のデータ流通等に資する新たな取組を進めていく必要があるということで、今後、取り組むべき方向性をデジタル・ガバメント推進方針として取りまとめるところでございます。最終的には5月30日のIT戦略本部で決定してございます。

その主な中身でございますけれども、デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革ということで、サービスデザイン思考に基づくBPRとか、デジタル技術に対応した情報提供のあり方、官民協働を実現するプラットフォーム、価値を生み出すITガバナンス、大きな方針が書かれている。

さらに実際的なアクションプランでございますけれども、17ページからアクションプランが書いてございます。これまで従来IT戦略本部というのは2001年にできまして、まずインフラを整備し、それからIT化ということでございますが、これまでの行政手続のIT化というのは紙から電子への単なる置きかえが非常に大きかった。それから、費用対効果の視点の欠如。当然、今、紙でやっているものを電子に置きかえるだけで、電子に置きかえられる部分を置きかえられるだけの電子化であったので、当然、国民目線もないですし、費用対効果の視点もない。要はITにすればいいのじゃないかというような改革であった。これを根本的に改めるということでございますが、最近の情勢の変化として官民データ活用推進基本法が制定され、また、マイナンバー制度とIT基盤が本格的に稼働していることを踏まえまして、今後できることというのはこれまでと違うであろうということでございます。

基本的考え方といたしましてデジタルファースト、コネクティッド・ワンストップ、ワンズオンリーという考え方を、特にデジタルファーストというのはこれまでは紙が原則で書かれていて、オンラインでもできますよという法制度でございます。これからはオンラインでやることを原則としまして、オンラインでやる手続として何が合理的であるかとい

うことを考えていく必要があるだろう。その中で完全にデジタル化するまで紙が必要な時期がありますけれども、これは経過措置的な考え方でいくべきではないかということでございます。

コネクティッド・ワンストップというのは、できるだけどこでも1か所でもということで、ITでございますので、できればスマホで全部できますよというのが理想である。それから、ワンスオンリー、一度提出した情報は再提出不要である。要するに調書という考え方よりは、むしろ何の情報が必要かという考え方。そういう頭の構造でございます。

具体的なアクションプランの個別項目としまして、行政手続オンライン化推進計画を今後するという。さらに自治体手続のオンライン化利用促進に向けた方策等の横断的な計画。それから、横断的な制度・システムの導入ということで、住民票、戸籍添付の省略化、バックオフィス連携ということでございます。住民票とか戸籍の添付の省略化というのは一種のバックオフィス連携に近い話。それは個別分野に係る項目としまして、住民税の特別徴収税額通知の電子化とか社会保険・労働保険関連の電子化の推進、民間取引を含む社会全体のIT化、株主総会の電子化とか総会プロセスの電子化あるいは不動産取引における重要事項説明のオンライン化などを掲げてございます。

その主な取組を詳しく御説明させていただきます。18ページ以降でございます。まず主な今後の取組といたしまして、ワンスオンリーの事項として登記事項証明書を添付省略していく。それから、省庁横断のバックオフィス連携を行うということでございます。住民票の写し・戸籍謄抄本等の提出の原則不要化でございますけれども、これはストレートに言いますとマイナンバーカードとマイナンバーを使う。住民票の写しをなくしていくには、マイナンバーカードにある公的個人認証制度を使っていくということだと思いますし、戸籍謄抄本を不要化するには戸籍にマイナンバーをつけていく必要があるだろうということでございます。それから、経産省で取り組んでいるような法人インフォメーション等を活用した政府機関の情報連携によりまして、バックオフィス連携ができるということでございます。これらを進めてまいりたい。

デジタルファーストというのはオンライン化の原則ですけれども、これらにつきましてはその間に書いています国と民間、民間と自治体、民間も含めまして法定手続の棚卸しを実施しまして、オンライン化を阻害する制度や慣習の見直しをしていくということでございます。

ワンストップとしまして、現在、マイナンバー制度の中で1つの柱としてマイナポータルというものがございます。これは国民一人一人に自分のページをつくって、ログインして活用するものでございますけれども、マイナンバー付きの自分の情報、マイナンバー付きの自分の情報がどのように連携されたかが見えるものでございますが、一方で電子申請とか、あるいは民間のサイトとの連携などもできるような仕組みになってございまして、これを活用いたしまして妊娠・出産・育児・子育て関連のサービスについて、ワンストップ化を実現してまいりたいと考えてございます。今年の秋からはとりあえずは児童手当の

現況確認でありますとか、保育所の申請とか、そういうものにつきましてワンストップでできるようなサービスを提供しようと考えております。ただし、これには自治体に乗って
くれる必要があります。現在の状況では、今年の秋までに人口カバー率でおよそ半分ぐ
らいの自治体に参加してくれるのではないかと見込んでいます。

さらに民間サービスと連携した行政サービスの提供ということで、政府情報システムの
API（外部連携機能）整備を促進するというごさいます。

今回、新聞に出ておりましたけれども、マイナポータルをLINEと連携して、検索機能に
ついてはLINEを通じて行く。そこから先の個人情報を使ったりマイナンバーを使う部分に
ついてはURLを張って、マイナポータルに飛ぶということも1つかなと考えております。

BPRのさらなる推進ということで、サービスデザイン思考の新たな視点を取り入れつつと
いうごさいます。事実の正しい認識の促進が必要であろうということで、IT総合
戦略室と総務省の行政管理局で各府省の取組を支援していくということ。それから、府省
共通システム、大規模システムのBPRをさらに推進していくことを考えてごさいます。

20ページに今後の取組についてということで、行政データの棚卸しをどうやるんだとい
う話を紹介しております。まず本年6月下旬、もうすぐでございすけれども、現在、準
備しておりますが、先ほど申しました行政手続等の「等」というのは民民の部分も含まれ
ていますので「等」でございす。オンライン化原則を実現するために、各府省が所管
する行政手続等につきまして全数調査を実施したいと考えております。

各府省の協力のもと、IT室が中心となりまして手続ごとにオンライン化の阻害要因とか
添付書類の重複を洗い出す。これは簡単に具体的なイメージを申しますと、その手続はど
ういう法律効果が出るのか。そのための要件は何か。そのための添付書類は何か、必要
な情報は何かということ全部書かせている。本当に要件とまず添付書類が合っているのか、
あるいは法律効果と要件が合っているのかということを確認する。その上で出てきてい
る書類をなくすにはどうすればいいか。戸籍とか例えば住民票だったらマイナンバー制度
を使うとか、どのようにすれば紙をなくせるかということを考えていく。このような個々
の取組によってやっていきたいと思っております。特にこういうことをやる場合に大事
なのは各省横並びです。各省横並びでやるには、まずその価値観が政治的あるいは国民
的に支持され得ることが必要である。今回の行政手続の見直しのような価値観という
のは、当然官邸も進めているわけですし、民間とも共有できていると考えております。

その中でさらにやっていくには、具体的な方針というものをつくる必要があると思っ
ておまして、先ほど申しましたようにこういう書類はこうやったら直せる。そういうもの
を各省横並びでみんなやってもらうことを現在、考えております。これらが進んでい
けば、可能なものから次期通常国会に法案を提出していきたいなということごさいます。

行政保有データの棚卸しは、オープンデータの推進のために行うものでございすけれ
ども、このオープンデータもこれまで随分推進してまいりまして、行政データをリスト化
して現在、IT室でアップしているものがございすけれども、まだまだ不十分であります

し、一方で民間からもオープンデータというのはどういうことが必要かという、どういうデータがあるかわからないから何とも言えないという答えが返ってくる。要するに鶏か卵かの状態になっているというのを打開するために、徹底した棚卸しをしてみよう。リスト化しまして10月以降、官民ラウンドテーブル。これは官民で有識者と役所の人間とでどういうものが必要か、どういうオープン化が必要か、どういうものがオープン化すべきか。オープン化する際にデータ形式にするかみたいなことを議論していくというものであります。これらにつきましても各府省に基本的には全数調査をお願いしたいと思っております。

次のページに目的と棚卸しの調査項目。これも1回やっただけでは多分無理なので、何度も2次調査、3次調査と行く必要があるのかなと思っておりますけれども、主な項目としまして基本的にはどういう手続があって、どういうふうなオンライン化になっているか。それから、総手続件数とか、その中でどの程度オンラインか、添付書類がどのようになっているか、あるいはデータ管理状況のようなことを項目を調査した上で、オンライン手続のインセンティブとか業務フローとかAPI公開とか、さらに細かいものを確認していきたいと考えてございます。

次のページに業務フローが書いてございますが、まずもうすぐ霞が関では人事異動が始まりますが、その前に行政手続による棚卸しの調査を実施する。それでさらに人事異動の前に各省庁の幹部を集め、あるいは担当者レベル、幹部レベルでこういうことをやるぞというものを徹底させてまいりたい。既に局長級のCIO、官房長の会議は開いてございます。

これらにつきまして、いろいろなパターンがあり得ると思っております、その中で特に大きなものとして、例えば税と社会保障みたいな話が出てくると、税と社会保障というか税と社会保険ですね。これはどちらかという企業の話でございますけれども、こういうものについてはさらに大きな場が要のかなと。そういう意味で私どもとしては規制改革推進会議とIT室でうまく業務分担しながらやっていくのが一番ベストな解ではないかと考えてございます。

今後さらに非常に大変なことになってまいりますので、現在、IT室への人集めも含めて各省庁に体制づくりとかをお願いするところでございますけれども、さらに関係会議、特に規制改革推進会議とは今後とも連携してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がございましたらよろしく願います。

では吉田委員、原委員、どうぞ。

吉田委員 ようやっと夢がかなって、本日、審議官からお話をいただけて、ありがとうございました。読み切れてはいないのですが、すばらしい内容だと思えました。特に私は基本的にこれがバイブルになるだろうなと思ったのが、このデジタル・ガバメントの推進

方針のページで、大きなビジョンから始まって全て網羅されています。我々もこれを見つ、行政改革を進めていくのだろうなと思いました。

とはいえ、まだ紙に書かれている状態で、今後予測される難しい局面にどのようなリーダーシップを発揮されるのだろうということを実際に考えると、本当に途方もないという感想を持ちます。その中で向井さんが言われた“今までの長年の経験から外堀を埋めつつ、みんなを巻き込んでいく”という方針は非常に頼りになるなと思いました。それ以外にも官邸のリーダーシップが重要であると言われていましたが、具体的にこういったものが実際に計画を遂行するためには必要だということはありませんでしょうか。例えば縦割りの制度にぐっと横串を刺すのに必要なもの、また長く指摘されてきたデジタル・ガバメントとか日本のデジタル化に必要なもの。特にこれがなかったのでできなかった理由などいろいろとあると思います。規制改革推進会議やこの部会等がサポートできるもの、提言できるものがあればお聞きしたい。

それから、こういう日本のデジタル化が進む大きなきっかけとなる向井さんがずっと担当されているマイナンバーだと思いますが、それが普及するようになると言われました。ただ、現状ではとりあえずマイナンバーを使うようするのは、まず税と社保から始めようと計画されていますが、向井審議官はここが非常に時間がかかり、難しいところと指摘されました。したがって、現状ではアクションプラン、具体的タイムラインを示すのは難しいかもしれませんが、特に国税のところなど、マイナンバーを実際に駆使してここはどのような時間軸で進められて、デジタル化というものを定着させようと思っているのか。この辺のお話を聞いてみたいと思います。

高橋部会長 では次に原委員、どうぞ。

原委員 私は大きく2つ御質問なのですが、1つはBPRについてで、先ほどの御説明の中で、サービスデザイン思考に基づく業務改革という方向性を打ち出していらっしゃるということで、これは恐らく行政手続部会でやっていることと方向性が合致をしていて、さらに連携をしていく必要があるところなのだろうなと思って伺ってありました。

一方で、その中で思いましたのは、これまでの成果としても既に公的年金、ハローワークなどの分野で、3割を超える運用コストの削減を業務改革まで踏み込んで実現されているということで、これは率直に言って相当意外でしたのは、私は年金機構の業務なんか別の会議の場に入らせていただいて、業務改革の議論をやっているのですけれども、率直に言ってこれまでそんなに本格的な業務改革がなされてきているという印象を持っておりませんので、まだまだ大いに改革をする余地があるのだろうと認識しています。

また、そういった場でこの1年ぐらいで議論をしている中でも、よく出てきまず議論が、こんな手続は不要なのではないかといった議論があったときに、大体出てくるのは、これは法律で決まってしまっているのではないかということなので議論がとまってしまって、なかなか抜本的な業務の改革につながっていない。一方でシステムの刷新はやりたくないといけなないので、とりあえず今の業務を前提にしてシステムの刷新を進めていきますと

いうことになりがちであるような印象を受けておりました。

したがって、ここのBPRを進めていく取組というのは、まさに私どもの取組とも一緒になってさらに連携をしていく必要があるのかと思うのですが、その上でこのBPRに関して質問で3点ほど申し上げますと、1つは具体的にどういった形で今までなさっている電子行政関連でのBPRの推進をやっていらっしゃるのか。各省で相当程度任せていらっしゃるのか、あるいはIT室さんでかなりハンズオンで踏み込んでやっていらっしゃるのかというのが1点。

2つ目に、先行事例というお話があったと思いますが、先行事例の中で業務の抜本的な改革まで踏み込んで相当程度がなされたというようなよい例があれば教えていただけましたらというのが2点目。

3点目に、IT室さんでBPRの推進に取り組まれている中で、法律、規制制度による制約でなかなか進まないというような事例をもしごらんになったことがあれば教えていただければという、その3点です。それが1つ目のBPRです。

もう一点、地方との関係で、先ほどの向井審議官のお話の中で今後は地方にも口を出していくというお話があったと思います。どういった形で出していくことをお考えになっているのか、もし具体的に何かございましたら教えていただければと思います。

高橋部会長 それでは、まとめて御回答をお願いいたします。よろしく申し上げます。

向井内閣審議官 まずこの棚卸し等で成果を得るには、最低限、人の数が少なくとも要るだろうというので、現時点で今、IT室に人を集めても集まらないので、とりあえず各省に体制をつくらせるということが大事だということで今、お願いをしていますが、基本的にはこういうものを進めていくには、まずマンパワーが要ることは間違いない。もう一つは、官邸内で政治的に指示が必要であろうということでございまして、これは例えばIT戦略本部を開くなり、あるいは規制改革推進会議と連携するなり、いろいろなパターンでそういうパワーを強めていくことが必要であろうと思っております。

さらに最近、電子行政というか、むしろIT化というだけで見ると、官庁のITに対する能力というのは極めて乏しい。これはとてもではないけれども、こんな人たちにさせて大丈夫かと思う事例が山のようにありまして、いっそのことIT調達庁でもつくればいいのかということも考えることがあります。そういうことは1つ、もちろん霞が関をいじるのは物すごい大変なので、将来的な話だと思っておりますけれども、IT調達庁とか、IT庁みたいなことも考えられるのかなという気はいたしております。

ただ、いずれにしても霞が関全体のITリテラシーの底上げというのが一番欠けている部分、必要な部分だと考えておりまして、すぐにできるだけみんな勉強してちょうだいよというか、もう少し下の世代、40代になると相当なれてきている人が多いと思うのですけれども、私どもの世代の中にはパソコン画面を見たくないという人はまだまだいますので、その辺の全体の底上げをしていく必要があるのかなと思っております。

それから、マイナンバーの関係で申しますと、現在、税・社会保障ということで、さら

に3年後見直しというものがあまして、3年後というのは次期次期通常国会に当たりますが、ここで現在取り組んでおりますのは、メインは戸籍。戸籍にマイナンバーを入れますと、戸籍の全部マイナンバー関係のバックオフィス連携ができますので、特に社会保障の手續というのは結構親子関係とか夫婦関係を証明しなければいけないものが多くて、これは戸籍抄本を持ってこいというものは結構あるのです。住民票だけの今、住んでいる親族関係だけではだめだというものが結構ありますので、ぜひ戸籍に入れたい。

戸籍も完全にIT化できてしまうと、今度は相続がワンストップでできるようになる。相続が一番面倒なのは1人の人間の生まれてから死ぬまでの戸籍を取ってこいという、これが一番大変なので、これが完全に電子化できるようになってしまえば、少なくとも将来、今後完全電子化でマイナンバーで戸籍がわかるようになってしまえば、相当のものがワンストップ化できるのではないかというので、戸籍をメインに据えております。

次に、銀行でございまして、銀行は実は来年4月から預金にマイナンバーが任意で入ることになっています。ただし、任意なのです。銀行は一応マイナンバーの預金口座を募集する際にマイナンバーの欄をつくると言っております。特に大手はです。だからある程度は進んでいくのかと思いますけれども、これも10年ぐらいの間にマイナンバーを義務化したい。

生命保険などの損保の保険と証券については、既に国税の調書がございまして、現時点でもマイナンバーを申告することになっております。したがって、銀行の預金がそろってしまうと金融商品が全部そろふ。

次は土地関係ということで、具体的に考えているわけではありませんけれども、土地登記についても電子化とかいろいろな動きがございまして、ただ、その前に土地の場合はどちらかという相続されていない、死んだ人の名義になっている土地が山のようにあるので、その実態も変えていかなければいけないというのとセットになるだろうと思っております。

これらができますと、結局、正直言って昔からあるような、最近は余り言われなくなりましたが、クロヨン、トーゴーサンという議論はほぼなくなるのかなと。ほぼというのは、幾らマイナンバーをつけても、そのときに飯を食ったのが商売で飯を食ったのか、個人で飯を食ったのかというのは絶対にわからないので、その部分ではできませんが、その程度の話だったら逆に一定の割合の例えば交際費枠を設けるとか、あるいは給与所得控除をいじることによって、その辺の控除はできるだろう。あとは全部預金ですから、預金にマイナンバーを付したから預金の情報が全部国に集まるわけでは決してないですけども、そんなことは考えていませんが、少なくとも国税の調査に行ったときに隠し預金がなくなる。そうすると少なくとも今の商売で口座を使わない商売というのは現金商売だけですから、あとはクレジットでも何でも全部預金を通りますから、現金商売だけを追っていけばいい。そうすると相当所得の把握が正確になってくると思いますので、そうなってくると本来、社会保障がよるべき所得とか資産の基準というのができるのではないかと。

要するに今後、少子高齢化が進んだときに、結局負担するほうと給付を受けるほうの緊張関係がますます高くなると思いますので、そのときに必要なものというのは、こういう基準だったらしようがないとかなりの部分の国民が思えるような所得、資産の基準を提示することではないかと考えておりました、それがマイナンバーそのもので言うと最終的なものになってくる。

一方でマイナンバーの前提的な側面と言いますと、1つは公的個人認証という制度がマイナンバーカードについてはございます。これはITでインターネットで本人を証明するもの。インターネットで本人を証明し、さらに住所、氏名等の4情報もわかりますので、それでこれは民間にも開放されておりまして、現に既に民間で使い始めているところ。典型的にはネット証券とかネットバンクというものが一番わかりやすい。要するにネットで本人確認ができてしまうので、本人確認の必要な商売をネットでしようとするときに最も典型的にはやりやすいものがございますけれども、そのようなマイナンバーカードを使うことによって、本人の確認できるIT基盤ができますので、これらを民間でも活用できていくというのが1つあるのかなと。

それ以外の行政分野のマイナンバーについては、個人が具体的にそれ以外の分野で国・地方のやる部分というのはそれほどありませんので、どの程度の必要性があるかについては考えていきたいなと。一方で多分、必ず医療という話がマイナンバーの次に出てくるのですけれども、マイナンバーは医療については医療保険の金の支払いには既に使われておりますし、使われ始めております。一方でカルテ情報のようなもの、それから、レセプト情報のようなものをどうするかというものがございます。

レセプト情報は、そもそも保険診療にかかわる話なのでマイナンバーが入っておりますが、それをマイナンバーでレセプト情報にアクセスさせるかとか、レセプト情報をやりとりするかということについては、厚労省はまだ踏み込んでいない。もう一つ、彼らというか日医の言い訳は、レセプトというのは本当の病名が書いていない。例えば感冒では抗生物質を出せないで全部肺炎になっているとか、そのようなことが結構あるので、ただ、そうは言ってもどういう薬を出しているかぐらいはわかるので、これを使えないかという話が1つ。

カルテ情報はもっと面倒で、カルテの様式みたいなものがばらばらですので、なかなかIT化するまでに乗り越える壁は高いのですけれども、これをさらにマイナンバー的なもので情報連携していく必要は当然あるわけですし、それは厚労省も認識していて、マイナンバーではないのですけれども、見えない番号、見えないIDで情報連携を現在、検討しているという状況になっている。そうするとかなりの分野でマイナンバー的なものが進んでいくのかなと考えております。

原さんの御質問でございます。まずBPRと言いますと、年金機構は正直言ってまだ道半ばというか、システムが多数あって実際に見直しもやっている最中なので、年金機構については道半ばですが、BPRという点で言うとハローワークかなと思っております。ハローワー

クについては相当業務のやり方とか、そういうものに踏み込んでシステムを見直しておりまして、ただ、私どもがやっているのはどちらかというと、とりあえずこのBPRはもちろん利用者目線もありますが、どちらかというと経費削減の観点が大きいという感じがございますので、とりあえずは法律改正しなくても済む範囲でやっている。ここに関して必要なことについて提言はしていますけれども、具体的に実現はしていないという状況になる。

ただ、法律改正みたいな話で例えば言うと、要するにハローワークに来る人というのが、働きに行った後というのは彼らは把握していません。働きに行った後、またやめたのかどうかというのは、またハローワークに来たかどうかでどの程度働いたかというのはわかるであろう。短くしか働いていない企業とか、あるいは長持ちしている企業とか、そのようなものを今後の就職指導なんかに使えないかみたいなことは提案していて、それはやることになっているのですが、さらに言うとブラック企業がわかるのではないかと。いろいろな人がすぐやめるのだったらブラック企業になるから、むしろ雇用保険ではなくて労働基準法関係のそちらと連携したらどうかみたいなことは提案していますけれども、それはすぐにはできない話です。

さらに具体的な電子行政のBPRで一番大きいのは政府共通システムでして、政府共通システムで例えば給与とか旅費というのは同じ法律でやっているのですが、計算の仕方が違っていたり、あるいは手当の適用の仕方が違っていたり、簡単に言うと例えば通勤手当なんていうのはどういう経路をとるか、何を使うか、あるいは6か月定期なのかどうかとか、そのような細かいことになってくると各省庁かなり違っている。一番典型的に違うのは四捨五入をどこでやるか。それでも金額が違ってくる。そういうものを共通化するのにえらい苦労したというものがございます。そこまで何が違っているのかを徹底的に調べて、それこそ四捨五入をどこでやるかで違ってくる部分まで全部調べて共通化させていったということがございます。

旅費も同様で、例えば東京からどこまでか忘れましてけれども、行くのに3省庁で幾らになるかというのを計算してみたら、3省庁とも全然違っていた。それは旅費については相当裁量の幅があるのでなかなか使いにくいというのがあったので、それも共通の、むしろ業務をどのようにやるかを共通化させていって、それでシステム化していくという方向で現時点でやっているということでございます。

そういう意味では、先行事例としては一番共通システムというのが業務改革という点では細かい話ではありますが、具体的に各省を統一していったというものであるかと思っています。

これらについては、例えば年金とか、特にハローワークとか国税その他のシステムの3割に当たっては、遠藤C10みずから何回も何回も、大体1つのものに10回以上、1回2時間以上各省へヒアリングをして、進めてきている。だからここまで来たのかなと思っています。

それから、選考については例えば人事院がやっていますし、旅費ですと経産省がやって

いたのですけれども、そういう取りまとめ省庁と関係省庁を全部呼んでヒアリングしていた。そういう意味ではIT室が積極的に各省を呼んで、最初は局長、審議官クラスは自分たちの仕事だと思っていないわけです。そんなのは下のやる話だという頭の構造を徐々に変えていって、あるところまで調べていくと、これだけおかしいところがあるというところがわかった瞬間にみんな変わるというのが遠藤さんのよく言う話ですけれども、そういうおかしさ、矛盾点というものの事実を認識した瞬間に、さすがに局長、審議官クラスも、これはやらなければいけないという気になる。その気になるまでヒアリングが大体5回ぐらい要るのではないかみたいな感じです。

したがって、法律制度まで具体的に踏み込んだ話は現時点ではないですが、今後こういう棚卸しの中で法制度まで踏み込んで、だからそういう意味では法改正、各省にやってもらうのか、一括でやるのかというのはもちろんありますけれども、当然法改正を視野に置いている。それは当然オンライン化法についても当然視野に入っているということでございます。

自治法との関係で言いますと、まず1つはいわゆる自治体クラウド。自治体クラウドは総務省が細々とやっていた。クラウドと言ってもクラウドにすればいいというぐらいの感じだったのですが、それはむしろ手段と目的が逆さまで、何でもいいからクラウドにしたらいいというわけではなくて、コストを下げて効率化するというのが目的であって、そのためにどういうクラウドにするかという視点が出てきたのです。だからそういうところを総務省と共同して、さらに遠藤さんみずから自治体に首長に会いに行き、それで首長を説得するというスタイルで、今は総務省とともにアドバイザーも抱えておりまして、IT室からも必要に応じて自治体にアドバイスする、あるいは出張してアドバイスするようなことも現時点でやっているというのが、一番最初の取組。

さらに今回の子育てワンストップなんかでは、電子申請というのは国はオン化法があって、何らかの形で電子的にできるようになっている。ところが、自治体にはばらつきがすごくあって、進んでいるところはそこそこ進んでいますが、進んでいないところは何もやっていないというのがありまして、マイナンバーのマイナポータルの先ほどの子育てワンストップでは、自治体からの申請もできるようにする。これはどういう申請があって、どういうものが要るかというのはさすがに自治体に入れてもらいますけれども、最低限、我々としてはそういうものを打ち込めば、少なくとも紙で出せるところまではできる。全ての自治体についてできるようにしてございません。

ここから先、電子的に申請するようにするには、上のほうの自治体がシステム改修をやるので、これが大体人口カバー率で半分ぐらいは間に合うだろうというので、これも相当自治体と呼びつけてやりましたが、一方で余りしゃべるとあれなのですが、マイナンバー自体も実は自治体にやってもらっている話。これは法律上はできる規定になっているけれども、事実上、全部マイナンバーをやってもらっている。もちろん自治体からの不満は山のようにあった。ただ、法律上は自治事務ではなくて法定受託事務にしましたので、

やってもらっているわけです。以上でございます。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。この業務のフローでございますが、1次調査、特に行政手続の棚卸しの1次調査が大体7月から9月ということで、全て洗い出ししてもらうことを目標にされている。これは我々にお示しいただいて、我々が使ってもいいということで。

向井内閣審議官 もちろんそれは当然、政府部内で必要なところは共有するものだと思います。

高橋部会長 事務局を通じて御提供いただき、IT室がどのように考えているかを踏まえて我々もヒアリングもしなければなりません。有効に活用させていただきたいと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

どうぞ。

森下部会長代理 先ほどの話とつながるのですけれども、今回、目標がかなりよく似ているといいますが、同じ方向を向いているということで、逆にそちら側からこちらの会議に対して、何かこういうところをちゃんとやってもらうとやりやすいとか、お互いに一緒にやっていく上で、何かそちらから御要望があればお聞きしたいと思うのですけれども、いかがですか。

向井内閣審議官 私どものアプローチは、要するに大きく網をかける方式で全部拾い集めますが、一方でそれで個々のミクロからアプローチされるとなかなか難しい問題もございまして、特に企業から見たら税と社会保険の問題なんかは、どちらかというミクロから見るとよりはマクロから、一企業として自分の企業だったらどういうことが面倒かというのをそれぞれ集約したほうが、むしろ早いような感じがいたしますので、例えば税と社会保険で多分、理想的には聴取なんか全部やめてしまって、情報だけ出せばいいではないかと私なんかは勝手に考えていまして、例えば税の調査でも社会保険の調査でも、みんな結局はあるのは紙ではなくて情報なわけですから、税目ごとに何の情報が必要かというのを全部並べて、それである企業から見たらこういう情報が必要だったら、その情報を一括して出せば国税とか社会保険庁、年金で勝手にやってくれというのが一番理想的な姿ではないかと思っているのですけれども、大きくくくる話というのはこういうミクロのアプローチには向いていないので、むしろそういう話を規制改革でやっていただけるとありがたいのかなという感じはしております。

高橋部会長 では、川田専門委員、どうぞ。

川田専門委員 私からは1点ございます。行政手続負担感の事業者アンケートを見ますと、地方自治体の手続が非常に煩雑であるという声がよく出てきます。今回もそうですが、中央の手続については、非常に皆さん積極的に取り組まれていて、我々の方向性と同じになっているのですが、地方自治体の話になりますと、どうしても皆さんトーンダウンする。これは、もちろん性格上の問題もありますし、法律上の問題もある。そういうことは承知しているのですが、しかし、我々から見ると、地方自治体の手続の負担感が非常に強いと

ということの解決策として、何か地方自治体も一括して進めるようなことができないのかと思います。先ほど機微なお話もいただきましたが、例えば、法律上の手当や予算上の手当をすることによって一律的に促していくような手段がとれないのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

向井内閣審議官 私どもの棚卸しは、国民あるいは企業と国だけではなくて、自治体に対する手続についても今回、国で定めているものが自治体に対する手続でも必要なものかなりの大方は国の制度に基づくものが多数ございます。その中でこれまで法定受託事務みたいな話は比較的言いやすかったですのですけれども、自治事務については各所放りっぱなし。典型的には児童手当は法定受託事務ですが、保育は自治事務ですので、保育のほうバラエティーに富んでいる。

今回、私どもがまず対象にするのは、自治事務を含めた国が決めていて、それで国民が自治体にする何らかの手続についても、今回、全数調査をしようと思っております、それについては今回の投網の範囲内になっておりますので、自治体に対する手続の大半はそこで拾えると思います。

ただ、自治体が独自にやっているものというのは、今回のものからは外れますが、それらにつきましても大抵の場合は、その中のかなりの部分というのは国の制度のさらに補助率を上げるとか、例えば無料化するとかいうのは多くございますので、それらは延長線にあるだろう。そうでないものについては、さらに何が必要かというのは、この後の課題として考えていきたいと思いますが、まずは国がやっても、これまでも全く、特に自治事務なんかはほぼ野放しに自治体が好きにやっているというか、ばらばらですので、これらについても当然、手をつけていく。そうすると例えば保育所の入所に必要な情報についても、ある程度は統一化されるのではないかと考えておりますし、これらも全部電子化してしまえばかなり違いますし、例えばちょっとした手続でも何回も何回も自分の住所、氏名を書かなければいけない紙はいっぱいありますので、少なくとも電子化が特に高齢者なんかで自分でPCを使えないという人に対しても、例えばマイナンバーカードを持って行って自治体の窓口に行けば、打ち出したものが出てきてサインだけすればいいみたいなことはできるはずなので、そのようなことは今度は自治体の業務として提案していきたいと思っております。

高橋部会長 では佐久間専門委員、どうぞ。

佐久間専門委員 大変力強いお話、方向としてはこの行政手続部会と同じ方向だと承りました。

1点、このデジタル・ガバメント推進等々の目的というのは、これは行政府における負担の削減、コストの削減。こういうことと同時に当然、国民なり事業者側の負担の削減ということだと思っておりますが、そこは基本的に矛盾しないというお考えでしょうか。つまり行政手続部会のほうでやっているのは、あくまでも事業者側の負担を削減するということですので、場合によっては行政側で負担がふえても、それはいいか悪いかという議論が残

っているわけですが、こちらでやっている議論というのはどのように考えればよろしいのでしょうか。

向井内閣審議官 私どもも同じでして、基本的には国民、事業者の負担軽減でございますので、当然のことながら、それをするために例えば国がシステムをつくらなければいけないとか、そういうものは当然当たり前のことで、ただ、国の中でも無駄な行政コストをかける必要はない。そういう意味合いであります。

佐久間専門委員 ありがとうございます。

高橋部会長 ほかいかがでしょうか。

これは、膨大な作業になります。先ほど各省庁から人を応援してもらおうというお話もありになったと思いますが、大規模にヒアリングを7月から9月まで予定されているということでしょうか。

向井内閣審議官 まず調書をつくりまして出していただく。その中で、出していただいたものについて順次ヒアリングしていく予定でございますけれども、やはり省庁の中に入ると取りまとめのところがあって、それが各局に発注することになりますので、そうなる取りまとめのところは各省内でそれなりの力を持っているということと、優秀な人材がいて、かつ、我々と同じところを向いているのが一番大事なので、まずそこを固めていきたい。それで出てきたものについては、その取りまとめの部局と私どもで共同でヒアリングをしていく、そんなイメージかなと思っております。

高橋部会長 わかりました。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

非常に貴重なお話ありがとうございました。それでは、内閣官房IT総合戦略室のヒアリングはこれで終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

(内閣官房IT総合戦略室 退室)

高橋部会長 それでは、次の議題に入りたいと思います。

前回の部会において御議論いただいた「入札・契約の手續の簡素化の取組の考え方」につきましては、その後、私と事務局とで調整し、必要な修正を加えました。

まず事務局より御説明を頂戴したいと思います。

大槻参事官 資料2をごらんください。6月12日、前回の部会に提示しましたたたき台の案について、部会での御議論を踏まえて修正案を作成いたしました。修正案については高橋部会長からの指示もいただいて、総務省、国土交通省の両省に照会をいたしました。これは今回の修正案が物品・役務は総務省、建設工事・測量等は国土交通省が取組の中心となっていることを想定しているためです。

前部会の議論、また、総務省、国交省への照会結果を踏まえて、本日、取組の考え方の案として部会に提出させていただきました。なお、詳細は資料に沿った説明の中で改めて説明いたしますけれども、両省の調整状況ですが、国土交通省については本案の内容で了解をいただいております。総務省については幾つか御意見、調整が必要な事項がある状

況です。

資料の説明にまいります。1ページ目でございますけれども、入札・契約に関する手続の所管ということで、ファクトを整理したところでございますが、これは前回部会からの変更点はございません。

2ページ目と3ページ目ですけれども、こちらは物品・役務の現在、進められている取組を整理したのですが、こちらも前回提出資料からの変更はございません。

4ページ目は課題と対応ということで、物品・役務の記載の関係なのですが、前回の部会の資料では省庁横断的な課題と対応、それから、個別省庁ごとの課題と対応としていましたところ、各省庁の意見や前回の部会の議論を踏まえて、全般的に省庁横断的な課題認識と取組が必要ではないかという考えで、課題と対応ということでまとめて整理することとしてございます。個々の課題の記載についても修正を施しております。

競争入札参加資格審査のところの2つ目のポツですけれども、前回の部会で堤専門委員から御意見を賜った件がございます。行政機関が発行している証明書類に関してなのですが、取り寄せ先の窓口が多岐にわたるといった点がございました。この点について所管省庁の指摘も踏まえて事務局で事実関係の確認を行いました。確認の結果なのですが、国の統一参加資格における添付書類というものは、公的機関が発行する書類については納税証明書と登記事項証明書の2種類でございました。うち、納税証明書はe-Taxによりオンラインで電子ファイルを取得可能であり、入札参加資格のオンラインシステムでも電子的に添付、提出が可能でした。他方で登記事項証明書についてはオンラインでの申請は可能であるものの、電子媒体での取得はできないことが確認できました。この事実関係を踏まえた上で、本日の案では堤専門委員と事前に相談しましたところ、堤専門委員からはこの記述で御了解をいただいたところです。

他方で、個別の入札の場面において、書類に関する負担感が大きいという問題意識をいただきました。堤専門委員とも少し議論をしたのですけれども、共通の認識としては、国の物品・役務の入札・契約手続における事務負担は、入札参加資格以上に主として個別の入札の場面にあるのではないかと。また、個別の入札の場面の負担の1つとして公的機関の証明書類の収集、提出コストがありまして、そのコストの軽減については手続のオンライン化で対応していくことが効果的であろう。具体的には手続そのもののオンライン化に加えて、添付の必要があるこういった証明書類の申請、入手方法のオンライン化にも取り組むことが必要ではないかということでございました。

1点、事務局から中小企業を考えた場合、紙手続にも対応してほしいという声が強いのではないかということを確認しましたところ、堤専門委員からは、今日、中小企業や小規模事業者のIT化は相当程度進んでいる。とりわけ公共案件に入札するような企業はIT対応しているものが多数と考えられるので、オンラインをスタンダードにしても問題ないのではないかと。むしろ紙の証明書を収集・提出するコストが削減される効用のほうが大きい。なお、本件の負担は経験的には地方公共団体で大きいという印象があるとい

う見解をいただきました。

そこで本日の案では、既に個別入札の手続のオンライン化が進んでいないというのは、別途、政府電子調達に登録していない調達案件があるという課題も書いておりますけれども、そういった意味でこの件に関してさらに記載の追記、修正は必要ないと考えておりますが、この課題は中小企業にもかかわる論点であるということを再認識した上で、取組を検討することとしたいと考えておりました、堤専門委員からもこの方向で御了解を得ているところでございます。

その他、個別の課題について事業者を確認したところを御説明したいと思います。真ん中の中の入札についてのところがありますけれども、そこに前回の資料では、政府電子調達の利用環境が古くて、新しいパソコンが利用できない【P】としたところがあったのですが、確認しましたところ、これは政府電子調達システムではなく、電子証明書の動作環境の問題であることが事業者から確認できましたので、今回、課題から落としております。

また、前回の資料では電子で提供されている書類のファイルのフォーマット、バージョンが古い【P】としておりましたけれども、これも2014年ごろに国土交通省の地方整備局からOffice97のバージョンでデータが提供され、当時使用していたソフトと互換性がないほどバージョンが古かったこと。また、データを一太郎で提供されたこともあるが、現在の企業では通常、パソコンに導入されていないソフトであったことを事業者を確認いたしました。ただし、3～4年前の話であったということで、今回の課題からは落としております。

次に入札についての3つ目の丸のところなのですが、もともと入札結果に関する情報がわかりにくい、入手しにくい【P】としたものですが、国土交通省内の掲示板に行かないと応募者数、選定先等がわからないことが多い。そのため選定結果もホームページに掲載されるとありがたいということを事業者から確認しましたが、この件について国交省に事実確認中であるため、本日の資料でもまだ【P】をつけております。

次に4つ目のポツですけれども、政府電子調達に登録していない調達案件があり、紙による入札や個別省庁への独自システムへの対応が求められることがある【P】と前回しておりましたが、第16回の部会でも総務省のヒアリングで口頭で説明がございましたけれども、物品・役務の契約件数というのは約10万件ぐらいありまして、そのうちシステムに登録された入札案件数が約3万3,000件、このうち電子入札が可能な件数というのが約3万件、さらにこのうち実際に電子入札が行われた件数というのが約1万4,000件ということで、いずれも内数の関係になっていて、下回っていく関係がありますので、政府電子調達に登録していない案件があることは事実でございます。

また、これも確認しましたところ、防衛省の防衛装備庁において独自の電子入札システムがあるということを事業者から確認いたしましたので、ここにありますような【P】は確認できたということで、【P】を消しております。

契約の締結について、この2つ目のポツなのですけれども、予備名目で複数部数の契約書の提出が求められる【P】と前回つけておりましたが、これは陸上自衛隊の入札及び契約の心得において、契約書の部数は正本2部、副本2部及び写し指定部数とするという記述があることを事業者を確認しましたので、この【P】を消しております。

その上で対応のところでございますけれども、まず1つ目ですが、これは前回も総務省が中心となり検討を進めるという案にしていたところですが、今回、さらに政府調達の電子化推進省庁連絡会議の場も活用しということで、言葉を追加して事務局から総務省にお示したところであります。その理由としましては、この連絡会議において既に調達の電子化に取り組まれていることから、オールジャパンの体制を組む上ではこうした既存の会議体を利用することが効率的、効果的ではないかといったものであります。

総務省からは、資格申請者に提出を求める書類は予決令等の要請に基づく必要最小限のものとしており、その提出書類の見直しを行うことは、資格審査制度の根幹に立ち返って検討することになって、これは物品・役務の競争入札の電子化を推進する各省連絡会議の範囲を超えているのではないかと。また、総務省が中心となり進めるという記述については、課題の中には各省、各庁の長が責任を持って行う行為、入札書類の提出や契約締結ですけれども、こういったものがあるので、これを総務省がまとめることは困難ではないか。各省連絡会議の取りまとめ省庁ではあるものの、この連絡会議の設置要綱等で定める取りまとめ省庁の担当範囲を超えていると考えられるといった意見をいただいております、現時点では調整がついていない状況です。

対応の2つ目ののところなのですけれども、独法の入札参加資格の記載も修正いたしました。これは国との統一運用の状況について、総務省の行政管理局の協力を得て確認しましたところ、我が国の全独法87法人があるのですが、全省庁統一の資格をまだ利用していない、未利用の法人が2法人、それから、全省庁統一資格を利用しているけれども、法人独自のプラスアルファの資料を求めている法人が6法人ということで、これらの限られた、どちらかという少数の法人について、法人の所管省庁が見直しを進めることが必要という記載にしたところでございます。

5ページ、ここからは建設工事・測量等の話ですが、物品・契約と同様に省庁横断的な課題と個別省庁ごとの取組といった区別をやめまして、課題と対応に一本で整理をしたものでございます。それ以外に大きな修正点は余りなくて、調整先の国交省にも本案の内容で了解をいただいております。

6ページ目、唯一の修正点に対応の3つ目のですけれども、当該協議会や地域発注者協議会の場も活用しております、「地域発注者協議会」を足したところがございます。

7ページ目、今後の進め方のところですが、物品・役務の取組の中心は総務省、建設工事・測量等の取組の中心は国交省、独法の資格運用については各省庁という現在の事務局の考え方をもとに作成をしているものです。ただし、こちらの進め方も先ほど説明

しましたけれども、物品・役務についての総務省との調整状況によっては変更、修正の可能性のある旨を御承知おきいただければと思います。

最後、注がありまして、部会が実施するヒアリングの場においては、取組の内容が事業者負担（作業時間）軽減の観点から、どの程度有効なのかという点も確認するとありまして、これは前回の委員の御指摘を踏まえて追加した注でございます。

私からの説明は以上です。

高橋部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がございますればお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

これは総務省がそうおっしゃっているという話ですが、どのように調整すればいいのでしょうか。事務局いかがでしょうか。

大槻参事官 今回、総務省の箇所なのですが、政府調達の手続の電子化推進省庁連絡会議の場も活用するというふうに、案文を追加したところでございまして、この各省庁連絡会議の場が、連絡会議の議長が内閣官房の副長官補になってございます。そういった意味で、こういった会議を活用するのであれば、内閣官房を交えて進め方を検討する必要があると考えていまして、そこを今後、調整を考えていきたいと思っております。

高橋部会長 内閣官房はここではなかったのでしょうか。内閣官房との調整とはどのように進められていますか。

松永内閣審議官 今回のお話を先週金曜日にお伺いしましたので、調整を始めております。先ほど御指摘のあった連絡会議は、ほとんど開催されていない会議になっておりまして、IT本部が実質的には機能を有しております。したがって、IT本部でやるのがいいのかどうか。他方、先ほどIT本部の向井審議官がおっしゃいましたけれども、IT本部の優れているところは横割りで検討ができるところですが、他方で縦割りで個別のBPRになりますと、ITシステムの個別の指摘と受け止められ、やや各省の抵抗が強いところがあります。したがって、内閣府の行政手続部会の事務局がどのように協力するかということも含めて3省、内閣官房と内閣府と総務省で、役割分担も含めこれから調整したいと思っております。

高橋部会長 わかりました。そういう形でしっかり調整していただきたいと思っております。

それ以外にはいかがでしょうか。

もう一点、【P】はいつ取れるのですか。1個だけ残っているのですか。もう一つ、入札結果に関する情報が入手しにくい、というところです。

大槻参事官 事実確認の【P】は国交省に今、確認中でございますので、なるべく早く確認して取りたいと思っております。

高橋部会長 いつ照会されたのでしょうか。

大槻参事官 先週のうちに照会しております。

高橋部会長 わかりました。

ほかはいかがでしょうか。基本的にはよろしいでしょうか。今、御説明を頂戴しました

が、大体こういう方向で、前回いろいろと御議論を頂戴して、大幅に手直しをして出てきたわけです。繰り返しますが、この入札結果に関する情報は入手しにくいというのは、事実をどこに、国交省にどういう確認をするのでしたっけ。申しわけないですが、もう一回御説明を頂戴したいと思います。4ページです。

大槻参事官 もう一度説明を繰り返させていただきますと、事業者から聞きましたところ、国交省内の掲示板に行かないと応募者数、選定先等がわからないことが多い。そのため、選定結果もホームページに掲載されるとありがたいということは聞いております。ただ、実際に国交省内における入札結果に関する情報の取扱いの仕方を確認させていただいて、これが事実であれば改善する必要がありますし、既に改善されているような話でございましたら、少し書きぶりも考えるということかと思えます。

高橋部会長 1点だけ残っているということでございます。1点だけでございますので、この部分について事務局と私のほうで処理させていただいてよろしいでしょうか。

大崎専門委員 ちょっといいですか。ちゃぶ台返しみたいに思われてしまうと困るのですが、今後の進め方のところで物品・役務は総務省が中心となり、取りまとめるという文章は総務省の了解も得て確定しているわけですね。

大槻参事官 物品・役務につきまして、現状、総務省というのは入札参加資格に係るオンラインシステム、それから、入札契約に係るオンラインシステム、2つのシステムを持ってまして、こちらについて見直すことは間違いのないこととございます。ただ、それを踏み込みまして、そもそも入札参加資格審査に必要な書類は何なのかの見直しとか、あるいは個別の入札契約において、事業者から御意見をいただいているようなことを個別に見直していくことまでできるかどうかといった点で、まだ調整がついていないということとございます。

大崎専門委員 でも、そうだとすると。

大槻参事官 そういった意味で資料にもございますけれども、対応のところに【P】をまだつけているということとございます。

最後の今後の進め方のところは【P】をつけていませんけれども、前の内容に対応して今後の進め方のところも実際は【P】でございます。

高橋部会長 だから総務省のところは、例えばどういうふうに書かれるのかというのはまだペンディングだということですか。

大崎専門委員 そういう意味で、私は別に総務省にやってもらわないと困るとかいうような特別な強い意見があるわけではないのですが、非常に大事なことなので、この省庁横断的な入札・契約手続の簡素化の取組というものを取りまとめるんだということになっていて、その主語がないということになると非常に困るので。

高橋部会長 多分ないわけではない。

刀禰次長 この点につきましては、先ほど内閣官房の松永審議官からもお話がございましたけれども、総務省、そして内閣官房と調整を始めているところでございます。前回か

らの変更点は、先ほど参事官から御説明しましたが、前は横断的な課題と個別省庁で行われておられる点というものがあったわけですが、個別省庁からすると、自分から見直すときにも先日の向井審議官の話ではありませんが、横断的に仕切ってもらったほうが作業が進めやすいという御意見がたくさん出てきて、そういう御意見があるのであれば、今回これだけの課題があるので、それぞれの省庁でばらばらに検討するよりも横断的に検討していただくほうが効率的だろうということで、そういう体制を整えるべきではないかと考えております。

その際に総務省にとっては、現行の会議の狭い意味の権限を越える部分があって、その部分については、所掌事務とはいえない部分があるというので、所掌事務であれば我々もこれをやってくださいというのができるのですけれども、今のままだと対応がなかなか難しいという議論があります。現行の会議の事務は総務省で行っていますけれども、もともとは内閣官房の会議の話でありますので、そういう意味ではこの会議のあり方も含めてどういう形でやるのか、先ほどもございましたIT本部との関係もありますので、そういった形も含めて政府全体で横断的に取り組むときの責任主体、中心主体をきちんと定めていく必要があります。方向は出ているのですが、今の時点で具体的な名前を書くには至っておらず、【P】が取れていないという状況でございます。そういうことですので、大崎専門委員が言われたようなことは、誰もやる人がいなくなるということは、現時点では想定しておりません。

その上で少しまとめて申し上げますと、【P】がついている部分は早急に事実関係を確認し、きちんと事業者の要望が反映されているかどうかを確認してセットをした上で、今回のこの会議が開かれるまでの間に早急に調整を行って、この文書を完成させ、部会長にご確認いただき、皆さまの御了解をいただける形まで持っていきたいと事務局としては考えております。

あわせて、前回の調査のときもそうだったのですけれども、今回は考え方の紙でございますので、考え方だけですと各省の現場で何をすることがはっきりしないところがありますので、作業方針的な紙を前回もまとめましたけれども、そういった形での整理をしまして、その上で次回、御了解をいただける形としたいと事務局としては考えております。

高橋部会長 次回は、これを最終的に確定することと、作業の進め方を確定するということだと委員に御理解いただければいいということでしょうか。そのようなことでございますので、よろしく願いいたします。

では、もう一回機会がございますので、私はこれで終わると思っていたのですが、もう一回あるということがございますので、その部分は次回までに確定していただくということでもよろしいですね。では、そういうこととおおむね基本的に取りまとめということですが、あれですね。もう一回最終的に案を見ていただくということでもよろしいでしょうか。基本的にこの案を踏まえながら、最終的な確定版を次回、見ていただいて、御承認いただくということでもよろしいでしょうか。

刀禰次長　それで結構でございます。一応、本日、論点について全て御説明をして、残っている点は限られておりますので、内容についてはよく部会長と御相談をして、御了解いただける内容を次回、提示できるようにしたいと考えております。

高橋部会長　ほかはいかがでしょうか。何かお気づきの点がございましたらお出しただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのような形にさせていただきたいと思います。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

石崎参事官　次回の日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

高橋部会長　これにて第19回「行政手続部会」を終了いたします。お忙しいところどうもありがとうございました。